

第 195 回岩手県都市計画審議会

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和 5 年 1 月 27 日 (金) 10 時 30 分～11 時 15 分
- (2) 場所 岩手県水産会館 大会議室

2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 14 名

会長	南	正	昭	
委員	小	西	和	子
委員	佐々	木	宣	和
委員	千	葉	盛	
委員	石	川	奈	緒
委員	庄	司	知	恵子
委員	三	宅	諭	
委員	宮	野	千	栄
委員	吉	原	秋	
委員	大	沼	一	弘 (代理 菅 野 賢 斉)
委員	坂	本	修	(代理 小 椋 好 明)
委員	田	中	由	紀 (代理 渡 辺 正 幸)
委員	山	本	巧	(代理 石 渡 史 浩)
委員	小	野	公	代 (代理 三 浦 義 明)

3 議事

○事務局 (都市計画課計画整備担当課長)

はじめに、配布資料の確認をいたします。

次第、座席表、名簿、議案書、パワーポイント資料をお配りしています。不足等はありませんでしょうか。

それでは、ただ今から、第 195 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員 20 名中 14 名の御出席をいただいております。

従いまして、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数に達し、当審議会は成立していることを確認しましたので、報告いたします。

はじめに、岩手県県土整備部、上澤まちづくり担当技監から御挨拶申し上げます。

○事務局 (まちづくり担当技監)

県土整備部の上澤でございます。

開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、御多用のところ、そして大変寒い中、第195回岩手県都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から都市計画をはじめ、県行政の運営に対しまして、特段の御指導・御協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の審議会の内容についてでございますが、久慈都市計画における都市計画道路の変更、北上市、一関市、陸前高田市における屋根不燃区域の変更の計4つの議題となっております。

委員の皆様方におかれましては、遠慮のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

続きまして、前回審議会後に就任された新委員を御紹介させていただきますので、出席者名簿を御覧ください。

岩手県議会議員、小西和子委員でございます。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

次に審議に移ります前に、南会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

○会長

本日もお足元の悪い中、御参集賜りまして、ありがとうございます。

御承知かとは思いますが、盛岡のことですけれども、ニューヨークタイムズに盛岡が取り上げられまして、年始早々の大きなお年玉ですね、52個世界中から挙げた行くべき所の二番目に、ロンドンの次の二番目に盛岡という風に、世界的に読まれている新聞が名指しで示してくださったということで、今にわかにはまちづくりに関係している方々の間で、今年盛り上がるのではないかと思います。色々な都市のランキングや評価が出ておりますが、そういうものよりも非常にインパクトのあるお話をいただきました。その中でやっぱり評価されていることというのは、自然環境、景観等はもちろんですけど、そこで営まれている歴史あるまちとしての営みですね。そして、建物、それから小さくただひたと営まれているような個人事業主、喫茶店や飲食店なども挙げられたりしてですね、そうした歩いて楽しめるまちづくりを長く続けてきたことが、こうやって評価されているということがあると思います。岩手におきましても、みな素晴らしいそれぞれの都市や町があちらこちらに歴史をもって営んでおりまして、やがてそこに気づく人がいると「イー

ハトーブによろこそ」というようなことにもなるかもしれません。本日はそうした夢を語る場ではございませんが、法定審議会ですので法律に基づいて都市計画が適切に行われていくことを皆様で見守っていただき、それぞれのお立場から御意見を頂けたらと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。それでは議事に移りますが、当審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いいたします。

○会長

はい。それでは、議案の審議に入りたいと思います。当審議会の審議は「岩手県都市計画審議会の公開に関する指針」に基づきまして、原則公開することとしています。

案件によりましては、例外的に非公開とする場合がございますが、本日の案件が、公開に適する案件かどうかについて、事務局からの御説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課総括課長）

今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えます。

○会長

はい。それでは、本日の会議は、ただ今御説明がございましたように、全面公開としたいと存じますが、御異議はございませんでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

それでは、本日の会議は全面公開とさせていただきます。

それでは、本日の議案審議に入ります。

議案第1号「久慈都市計画道路の変更について」を審議いたします。

事務局から御説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第1号、久慈都市計画道路の変更について、御説明いたします。議案書は1ページ、計画書は3ページ、概要図は6ページとなっております。説明は、スクリーンのパワーポイントの資料で行わせていただきます。お手元にも同じ資料をお配りしておりますので、併せて御参照願います。

それでは、はじめに、都市計画道路について御説明いたします。都市計画道路とは、都市の骨格を形成し、円滑な移動の確保と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づいて決定された道路のことで、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の中から主要な道路を位置づけています。

次に、今回の都市計画変更の手続きについて、御説明いたします。都市計画道路の変更手続きについては、都市計画法の規定に基づき、国道や県道は県が、市町村道は市町村がそれぞれ行うこととされております。今回、変更しようとする路線は3路線で、すべて岩手県が手続きを行うものとなります。

次にこちらの図は、久慈都市計画道路の変更概要となります。変更の対象路線は、左上の表の3路線となります。変更の内容としては、三陸沿岸道路の整備に伴う新規路線の追加のほか、既存の路線の延長、区域及び路線名称の変更となります。

次にこちらの図は、変更対象の3路線を色分けした図です。左の図は変更前を、右の図は今回変更する内容をそれぞれ示しています。まず、左の図の青色の路線3・5・5号上長内夏井線ですが、本路線は主に国道45号の現道の区域となります。右の図の青色の路線のとおり終点位置を南側に変更し、延長の縮小などを行おうとするものです。変更後の路線名は3・5・5号上長内新井田線となります。

次に、右の図のピンク色の路線ですが、本路線は三陸沿岸道路の区域で、今回新たに都市計画道路に位置づけようとする1・5・1号宇部鳥谷線となります。

最後に、左の図の緑色の路線3・5・6号二十八日町夏井橋線ですが、本路線は久慈市道と国道395号の区域となります。右の図の緑色の路線のとおり終点位置を北側に変更し、延長の増などを行おうとするものです。変更後の路線名は3・5・6号二十八日町鳥谷線となります。それでは、次ページから路線毎に御説明いたします。

まず、主な変更内容の1点目、3・5・5号上長内新井田線について御説明いたします。図の青色の路線となります。左の変更前の図ですが、本路線は国道45号を形成する路線として、久慈市長内町地内から夏井町大崎地内までの延長6,650mを3・5・5号上長内夏井線として昭和53年に都市計画決定いたしました。その後、久慈市新井田地内から北側の終点の夏井町大崎地内までの区間は、国において自動車専用道路の八戸久慈自動車道の一部である、久慈道路の一部として整備され、さらに東日本大震災津波後には、その前後区間も三陸沿岸道路として一体的に整備され、昨年度、全線開通したところです。このように、久慈道路の区間が三陸沿岸道路として高規格道路ネットワークに組み込まれたことを踏まえ、今回、右の図の青色の路線のとおり久慈道路の区間を除く形で終点位置を夏井町大崎地内から南側の新井田地内に変更し、延長についても4,440mに縮小しようとするものです。また、終点の新井田地内から南側の市街地の区間は、三陸沿岸道路の整備に伴い、三陸沿岸道路と国道45号が並行する区間となりましたので、ピンク色の三陸沿岸道路の両脇に設けられた国道45号の区域に変更しようとするものです。中央下の図は、並行区間の横断図となります。中央は三陸沿岸道路で、両脇の赤色で囲った部分が本

路線となります。

次に、左の図は、本路線の変更概要図となります。黄色が変更前、赤色が今回変更しようとする区域となります。右の図は、久慈市長内町第 34 地割から新井田付近の計画図となります。右の図の赤色の範囲が、本路線の区域となります。

次に、右の写真は、長内町第 34 地割付近の航空写真です。写真中央の黒色の線は三陸沿岸道路で、両脇の赤色の線が本路線となります。また、左下の図は、先ほどもお示しましたが横断面図となります。中央の部分が三陸沿岸道路で、両脇が本路線となるものです。

次に、右の写真は、先ほどの写真の北側の新井田付近の航空写真です。先ほどと同様に、中央の黒色の線は三陸沿岸道路で、両脇の赤色の線が本路線となります。また、左下の図は、橋梁部の横断面図となります。両脇の部分が本路線となるものです。

次に、主な変更内容の 2 点目、1・5・1 号宇部鳥谷線について御説明します。右の図のピンク色の三陸沿岸道路の部分となります。三陸沿岸道路については、震災後、国においてかつてないスピードで整備を進めていただきましたが、整備により道路の区域が確定したことから、今回新たに 1・5・1 号宇部鳥谷線として追加しようとするものです。追加する区間は、久慈都市計画区域を含むよう、南側の起点は久慈市宇部町地内の久慈宇部インターチェンジ、北側の終点は夏井町鳥谷地内の久慈北インターチェンジとするものです。

次に、左の図は、本路線の変更概要図となります。赤色の区域を新たに追加しようとするものです。右上の表になりますが、延長 12.25 k m、幅員 13.5 k m、車線数は 2 車線となります。横断面は右下のとおりです。

次に、こちらは起点の久慈市宇部町、久慈宇部インターチェンジ付近の計画図となります。右の図の赤色の範囲が本路線の区域であります。

こちらは先ほどのスライドの箇所航空写真となります。写真の赤色の線が本路線となるものです。

次に、こちらは先ほどより北側の久慈市長内町、久慈南インターチェンジ付近の計画図となります。右の図の赤色の範囲が本路線の区域となります。

次に、こちらは先ほどのスライドの箇所の航空写真となります。写真の赤色の線が本路線となります。

次に、こちらは、さらに北側の久慈市長内町第 34 地割から新井田付近の計画図となります。右の図の赤色の範囲が本路線の区域となります。

こちらは先ほどのスライドの箇所の航空写真となります。写真の赤色の線が本路線であります。

次に、こちらは終点の久慈市夏井町鳥谷、久慈北インターチェンジ付近の計画図であります。右の図の赤色の範囲が本路線の区域となります。

次に、こちらは先ほどのスライドの航空写真となります。写真の赤色の線が本路線とな

ります。

次に、主な変更内容の3点目、3・5・6号二十八日町鳥谷線について御説明いたします。図の緑色の路線となります。左の変更前の図ですが、本路線は久慈市二十八日町地内から久慈市夏井町大崎の夏井橋までの延長4,300mを3・5・6号二十八日町夏井橋線として昭和29年に都市計画決定いたしました。左の図では、夏井橋の地点が終点となっておりますが、昨年度、三陸沿岸道路が全線開通し、今回、宇部鳥谷線として都市計画道路に位置付けることを踏まえ、右の図のように本路線の終点位置を久慈北インターチェンジに接続する久慈市夏井町鳥谷地内に変更し、延長についても5,650mに延伸しようとするものであります。

次に、こちらは、起点の久慈市二十八日町付近の計画図となります。右の図の赤色の範囲が本路線の区域となります。

次に、こちらは、先ほどのスライドの箇所の航空写真となります。写真の赤色の線が本路線であります。

次に、こちらは、新井田地内の久慈インターチェンジ付近の計画図となります。右の図の赤色の範囲が本路線の区域となります。こちらは、先ほどのスライドの箇所の航空写真です。写真の赤色の線が本路線となります。

次に、こちらは、変更前の終点位置である久慈市夏井町大崎の夏井橋付近の計画図となります。右の図の赤色の範囲が本路線の区域であります。

こちらは先ほどのスライドの箇所の航空写真です。写真の赤色の線が本路線となります。

次にこちらは終点の久慈市夏井町鳥谷、久慈北インターチェンジ付近の計画図であります。右の図の赤色の範囲が本路線の区域となります。宇部鳥谷線の新規追加に伴い、終点位置を先ほどの夏井橋の地点から久慈市夏井町鳥谷地内の久慈北インターチェンジの接続地点に変更しようとするものであります。

次に、こちらは、先ほどのスライドの箇所の航空写真となります。写真の赤色の線が本路線となります。

最後に、都市計画変更に係る手続きの状況について、御説明いたします。

令和4年7月11日に三陸沿岸道路の事業者である三陸国道事務所から都市計画変更の協議申出を受けて、手続きを開始しております。その後、9月7日に久慈市内で変更素案に関する説明会を開催し、3名の参加がありましたが、反対意見等はございませんでした。また、久慈市への意見聴取、都市計画道路に位置付ける路線の道路管理者への協議を行い、いずれも異存なしとの回答を得ております。その後、令和4年12月2日から12月16日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の提出期間を設けましたが、1名の縦覧者がありましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で「議案第1号 久慈都市計画道路の変更について」の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長

ただ今御説明のごさいました議案第1号について、御意見、御質問等のごさいませんか。

○委員

一つ確認したい、教えていただきたいのですが、久慈市さんは日本海溝千島海溝の津波の浸水想定区域の見直しに伴って作業をされていると思いますが、今回の都市計画道路が津波想定区域とどのように関係してくるのかというところ、要するに、津波のエリアに入ってくるかどうかですね。あと、ハザードマップを作られているとは思いますが、いずれ住民に配布すると思いますが、その中で、都市計画道路が考慮されているのかどうか。そういうところの関係を教えていただきたいと思います。

○久慈市

ハザードマップと都市計画道路についてですが、まず、日本海溝千島海溝のシミュレーションについては、湾口防波堤とか、他の防潮堤などがすべて破壊された前提でシミュレーション、公表されております。シミュレーションによると、久慈市内、ほぼ全ての市街地が浸水することになりますが、全ての人が逃げるということを前提として、ハード施設に頼っていると、もしかしたら人の命に関わっていくので、そういうことがないように、全ての人々が逃げるということを前提として、今回、ハザードマップ、浸水地域が出されました。通常の小さい地震津波においては、防波堤や防潮堤等のハード施設が機能するという前提で考えられますが、いざという時のために今回の浸水想定が出されましたことから、通常の市民の生活をしていく上では、今回の計画決定する三陸沿岸道路等の道路については当然守られる、通常守られるべきだと思っております。一方、ハザードマップはハザードマップとして、いざという時ために逃げることを前提に作って、市民の方に配布する形で進められております。

○会長

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

他にございませんでしょうか。

本件につきましては採決が求められております。

採決に移ってよろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。

それでは議案第1号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

はい。それでは、原案のとおり、可決確定いたします。

次に、議案第2号「屋根不燃区域（北上市）の変更について」を審議いたします。

事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

議案第2号、屋根不燃区域の変更について、御説明させていただきます。お手元の議案書7ページを御覧ください。今回、北上市において、この屋根不燃区域を変更しようとするものでございます。8ページは本議案について、岩手県知事から本審議会に意見を求める文書で、9ページは、屋根不燃区域指定の審査調書でございます。指定対象区域は、「北上都市計画用途地域の変更地域」となっており、審査意見としては、当該変更地区の部分は、県の指定方針に合致しており、変更指定して支障がないものと認められるものでございます。

区域指定の詳細については、議案書10ページ以降により説明させていただきますが、スライドも議案書と同様のものを映しておりますので、適宜ご覧ください。

それでは、10ページ下段を御覧ください。まず、最初に屋根不燃区域について説明いたします。屋根不燃区域は、建築基準法第22条に基づいて特定行政庁が指定する区域で、既成市街地及び今後市街化する予定の区域について、防火上の最低限の水準を確保することを目的として指定するものです。なお、屋根不燃区域という名称は、法律に定められたものではなく、この他に法第22条区域と呼ばれることもあります。この区域は、建築物の不燃化を促進するために指定する防火地域やこれに準ずる準防火地域に比べて制限は緩やかになっており、指定する範囲も広く、都市計画区域内に限らず、一定程度市街化され、あるいは市街化される見込みの地域を含んで指定しています。

議案書11ページを御覧ください。建築基準法第22条第2項では、特定行政庁が屋根不燃区域を指定する場合には、都市計画審議会の意見を聴かなければならない旨定められております。従いまして、本県の場合は、盛岡市を除く区域を指定する場合は岩手県都市計画審議会の意見を、盛岡市内の場合は盛岡市都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととなります。今回の議案はこの条項に基づいて付議するものでございます。

議案書11ページ下段を御覧ください。屋根不燃区域内での制限について説明いたします。基本的な内容になりますが、屋根不燃区域内の建築物の屋根は、鉄板などの不燃材料で造り、又は葺かなければなりません。また、木造建築物については、隣地境界線や他の建築物からの距離が近い部分、これを延焼の恐れのある部分と言いますが、この部分にある外壁については一定の防火性能を有する構造としなければなりません。

議案書12ページを御覧ください。本県では、屋根不燃区域の指定に関して、昭和48年に屋根不燃区域の指定方針を定めています。この方針では、指定対象区域について4

つのケースを想定しています。本日提案いたします屋根不燃区域の変更は第1の1、資料では赤字で示しておりますが、用途地域内の防火地域又は準防火地域以外の区域に該当するものです。用途地域は、良好な市街地環境の形成を目的として指定するものでありますことから、屋根不燃区域の指定により、市街地における防火上の最低限の水準が確保されることとなるものです。

議案書12ページ下段を御覧ください。具体的には、今回の屋根不燃区域の変更は、用途地域が指定されることに伴い、行うものです。今般、北上市都市計画審議会の議を経て用途地域の見直しを図られるところでございます。具体的な区域については、北上市の北部に位置する北上北部産業業務団地整備地区でございます。資料の図では、上側に赤線の囲みで示している部分になります。南側の北上流通基地と、東側の北上工業団地との結節点になるエリアを整備し、新たに準工業地域を約33ha指定するものです。これにより、屋根不燃区域についても、約33haを追加で指定することになります。北上市の屋根不燃区域の面積は、現在約2,089haであるため、今回の変更により、合計が、約2,122haとなります。

議案書13ページを御覧ください。今回変更となる北上北部産業業務団地整備地区について、新旧対照図と現況写真により説明いたします。先の図を拡大して示しておりますが、今回、指定される区域は、新旧対照図の下側、変更後の図において、赤線の囲みで示している部分となります。現況写真のとおり、従前は、原野等で、用途地域の指定はありませんでしたが、今後、北上市が産業業務団地として整備を進めており、今後、周辺の工業団地と一体となった産業・流通拠点として、適正な土地利用を推進するため、新たに準工業地域として指定されるものであります。従いまして、この新たに用途地域が指定される区域について、今回、県が、屋根不燃区域に指定しようとするものであります。なお、この指定については、北上市から、令和4年10月13日付けの文書で同意を得ております。今回の審議会の御意見を伺い、用途地域の変更告示と併せて屋根不燃区域の変更を行いたいと考えております。

以上で、議案第2号について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○会長

はい。それではただ今説明のございました議案第2号につきまして、御意見、御質問等がございますでしょうか。

○会長

よろしいでしょうか。

特に御質問がございませんようですので、採決に移りたいと思います。

それでは、議案第2号を原案について異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、原案について異議なしといたします。

続きまして、議案第3号「屋根不燃区域(一関市)の変更について」を審議いたします。
事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局(建築住宅課建築指導課長)

続きまして、議案第3号、屋根不燃区域の変更につきまして、御説明させていただきます。お手元の議案書14ページを御覧ください。

今回、一関市において、この屋根不燃区域を変更しようとするものでございます。

先程、議案第2号、北上市における屋根不燃区域の変更について、御審議いただいたところでございますので、屋根不燃区域の制度や概要など重複する部分については、説明を割愛させていただきます。御了承願います。

議案書19ページ下段を御覧ください。先の議案と同様、今回の屋根不燃区域の変更は、用途地域が指定されることに伴うものでございます。今般、一関市都市計画審議会の議を経て用途地域の見直しが行われるところでございます。具体的な区域についてですが、一関市の中心部から南東側に位置する、一関東第2工業団地の拡張部分であり、資料の図では、右下側に赤線の囲みで示している部分になります。既存の工業地域を拡大する形で、新たに工業地域を約5ha指定するものでございます。これにより、屋根不燃区域についても、約5haを追加で指定することとなります。一関市の屋根不燃区域の面積は、現在約1,781haであるため、今回の変更により、合計が、約1,786haとなります。

議案書20ページを御覧ください。

今回変更となる一関東第二工業団地の拡張部分について、新旧対照図と現況写真により説明いたします。

先の図を拡大して示しておりますが、今回、指定される区域は、新旧対照図の右側の変更後の図において、赤線の囲みで示している部分であり、一関東第二工業団地の東側に隣接する形で計画されています。現況写真のとおり、従前は、山林等で、用途地域の指定はありませんでしたが、一関市が造成を行い、工業団地として分譲される予定となっております。このため、この区域を既存団地と一体化し、工業団地としての利便性を高めるため、新たに工業地域として指定されるものであります。従いまして、この新たに用途地域が指定される区域について、今回、県が、屋根不燃区域に指定しようとするものであります。なお、この指定については、一関市から、令和4年10月21日付けの文書で同意を得ております。今回の審議会の御意見を伺い、用途地域の変更告示と併せて屋根不燃区域の変更を行いたいと考えております。

以上で、議案第3号について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○会長

はい。ただ今御説明のごさいました議案第3号につきまして、御意見、御質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。特に御質問ございませんようですので採決に移りたいと思います。

議案第3号を原案について異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、原案について異議なしといたします。

次に、議案第4号「屋根不燃区域（陸前高田市）の変更について」を審議いたします。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

続きまして、議案第4号について、御説明させていただきます。

お手元の議案書21ページを御覧ください。

今回、陸前高田市においてこの屋根不燃区域を変更しようとするものでございます。

こちらの議案についても重複部分については説明を割愛させていただきます。御了承願います。

議案書26ページ下段を御覧ください。先の議案と同様、今回の屋根不燃区域の変更は、用途地域が指定されることに伴うものです。

今般、陸前高田市都市計画審議会の議を経て用途地域の見直しが図られるところでございます。

今回新たに用途地域に指定される区域についてですが、陸前高田市の中心部から南西に位置する、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業地区の一部であり、資料の図では、左下側に赤線の囲みで示している部分になります。

国道45号の沿道に位置する場所であり、今泉地区の用途地域を拡大する形で、新たに準工業地域を約0.7ha指定するものでございます。

これにより、屋根不燃区域についても、約0.7haを追加で指定することになります。陸前高田市の屋根不燃区域の面積は、現在約227.8haであるため、今回の変更により、合計が、約228.5haとなります。

議案書27ページを御覧ください。次に、今回変更となる今泉地区被災市街地復興土

地区画整理事業地区の該当区域について、新旧対照図と現況写真により説明いたします。

先の図を拡大して示しておりますが、今回、指定される区域は、新旧対照図の右側の変更後の図におきまして、赤線の囲みで示している部分でございます。今泉地区における新市街地の東側南端に接する形で位置しております。

現況写真のとおり、現状は、盛土により整地された更地であり、用途地域の指定はありませんが、幹線道路沿道の土地として、今後、工場等の産業施設の立地が見込まれることから、産業用地としての利便性を高めるため、新たに準工業地域として指定されるものであります。

従いまして、この新たに用途地域が指定される区域について、今回、県が、屋根不燃区域に指定しようとするものであります。

なお、この指定については、陸前高田市から、令和4年12月13日付けの文書で同意を得ております。

今回の審議会の御意見を伺い、用途地域の変更告示と併せて屋根不燃区域の変更を行いたいと考えております。

以上で、議案第4号について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○会長

それではただ今御説明のございました議案第4号につきまして、御意見、御質問等はないでしょうか。

○会長

はい。特によろしいでしょうか。

それでは採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、議案第4号を原案について異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案について異議なしといたします。

以上で予定された議事を終了いたしました。事務局へ進行をお返しいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

南会長ありがとうございました。

以上をもちまして、第195回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。

なお、次回の審議会につきましては今年の7月頃の開催を予定しております。

本日はありがとうございました。